

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	
○福島県財務規則の一部を改正する規則	六六
○福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	六六
○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則	六六
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	六九
告示	
○土地改良事業計画を変更することを認可した件	六九
○土地改良法により換地計画を定めた件	六九
○保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	六九
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	六九
公告	
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	六九
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	六九

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則、福島県税条例施行規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

福島県規則第七十六号

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第五十一条の見出し中「口頭又は掲示」を「口頭等」に改め、同条中「掲示により、掲示によるものが困難な場合は口頭により、」を「口頭、掲示その他の方法により」に改める。

別表第一中「福島県水産事務所」を「福島県水産事務所
福島県中央家畜保健衛生所」に、
「福島県北
福島県南

家畜保健衛生所
家畜保健衛生所 を「福島県北家畜保健衛生所」に、
「福島県相双家畜保健衛生所」を「福島県相双家畜保健衛生所」に改める。
別表第七福島県水産事務所の項の次に次のように加える。
福島県中央家畜保健衛生所 次長 物品出納員
別表第七福島県中央家畜保健衛生所の項、福島県南家畜保健衛生所の項及び福島県
いわき家畜保健衛生所の項を削る。

附 則
この規則は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第七の改正規定は、同年二月一日から施行する。
(入札監理課)

福島県規則第七十七号
福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則
福島県財務規則の特例に関する規則（昭和三十九年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。
目次中 「第十八章 ハイテクプラザ指定管理者管理施設の使用料収入（第八十二条―
第八十四条）を
第十九章 自動車ワンストップサービス手数料収入（第八十五条―第八
条―第八十四
に改める。
第十八条）
第一条中「並びに福島県ハイテクプラザ」を「福島県ハイテクプラザ」に改め、「ハイ
テクプラザ指定管理者管理施設」という。の使用料収入」の下に「並びに自動車ワ
ンストップサービス手数料収入」を加える。
第二条に次の一項を加える。
4 この規則において「自動車ワンストップサービス手数料収入」とは、自動車の保管
場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号。以下「保管法」とい

う。)第四条第一項ただし書の規定による自動車保管場所の証明の申請及び保管法第六条第一項の規定による保管場所標章の交付(保管法第四条第一項ただし書の政令で定める通知を行ったときに限る。)の申請(以下「自動車保管場所証明等申請」という。)の手数料に係る歳入をいう。

第十八章の次に次の一章を加える。

第十九章 自動車ワンストップサービス手数料収入

(納入の通知)

第八十五条 自動車ワンストップサービス手数料収入にあつては、納付情報(自動車保管場所証明等申請に伴い発行される納付情報をいう。以下この章において同じ。)をもつて納入の通知とする。

(指定金融機関等の手続)

第八十六条 指定金融機関等は、納入義務者又はその代理人から納付情報を添えて現金又は口座振替の方法により自動車ワンストップサービス手数料収入の納付を受けたときは、これを領収して直ちに歳入に受け入れる手続をとり、当日分の財務規則第百九十三条第二項の収納日計表を関係の出納機関に送付しなければならない。

(領収書の省略)

第八十七条 自動車ワンストップサービス手数料収入にあつては、領収書は発行しない。

(納入実績の通知及び事後調査)

第八十八条 総務部長は、自動車ワンストップサービス手数料収入の納入実績について、別に定めるところにより、毎月、収入権者に通知しなければならない。

2 収入権者は、前項の通知に基づいて調査をするものとする。

附 則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第七十八号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による県税の納付)

第十三条の二 当該自動車取得税(条例第五十二条第三項第二号に規定する自動車取得税をいう。以下この条において同じ。)の納税義務者は、当該自動車取得税を納付する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、電子納付情報(福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十五年福島県条例第九十四号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して知事から得た納付情報をいう。以下この条において同じ。)により、マルチペイメントネットワーク取扱金融機関(指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)に定める県税に係る事務を取り扱う金融機関をいう。以

下この条において同じ。)に納付しなければならない。

2 当該自動車税(条例第六十四条の三に規定する自動車税をいう。以下この条において同じ。)の納税者は、当該自動車税を納付する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、電子納付情報により、マルチペイメントネットワーク取扱金融機関に納付しなければならない。

3 マルチペイメントネットワーク取扱金融機関は、当該自動車取得税又は当該自動車税の納付を受けたときは、前条第二項の規定にかかわらず、これを領収して、領収済通知情報を現金出納員に送信しなければならない。この場合において、領収証書を納税義務者又は納税者に交付することを要しない。

4 県の指定金融機関は、当該自動車取得税又は当該自動車税を収納したときは、前条第三項の規定にかかわらず、直ちに歳入に受け入れる手続をとり、福島県財務規則第百十九号様式の収納日計表を現金出納員に送付しなければならない。

第百二十六条の七の見出し中「消印」を「消印等」に改め、同条中「を押印」を「の押印又はせん孔を」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年一月四日から施行する。ただし、第百二十六条の七の改正規定は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

福島県規則第七十九号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

第一条 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、福島県財務規則の特例に関する規則(昭和三十九年福島県規則第五十二号)第二条第四項に定める自動車ワンストップサービス手数料収入及び福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)第十三条の二第一項及び第二項に定める県税に係る事務を取り扱う指定金融機関及び収納代理金融機関の名称は、別表第三のとおりとする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三(第三項関係)

- 一 株式会社東邦銀行
- 二 株式会社みずほ銀行
- 三 株式会社常陽銀行
- 四 株式会社秋田銀行
- 五 株式会社足利銀行
- 六 株式会社北日本銀行
- 七 福島信用金庫

- 八 二本松信用金庫
 - 九 郡山信用金庫
 - 十 須賀川信用金庫
 - 十一 白河信用金庫
 - 十二 会津信用金庫
 - 十三 ひまわり信用金庫
 - 十四 あぶくま信用金庫
 - 十五 いわき信用組合
 - 十六 ふくしま未来農業協同組合
 - 十七 夢みなみ農業協同組合
 - 十八 東西しらかわ農業協同組合
 - 十九 会津よつば農業協同組合
 - 二十 福島さくら農業協同組合
 - 二十一 福島県信用漁業協同組合連合会
- 備考 この表において、本則第三項に規定する指定金融機関とは株式会社東邦銀行をいい、同項に規定する収納代理金融機関とはその他の金融機関をいう。
- 第二条** 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を次のように改正する。
- 別表第三中二十一の項を二十二の項とし、六の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、五の項の次に次のように加える。
- 六 株式会社大東銀行
- 第三条** 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を次のように改正する。
- 別表第三中二十二の項を二十四の項とし、十七の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、十六の項を十八の項とし、同項の前に次のように加える。
- 十七 東北労働金庫
- 別表第三中十五の項を十六の項とし、五の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。
- 五 株式会社第四銀行
- 第四条** 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を次のように改正する。
- 別表第三中二十四の項を二十六の項とし、十九の項から二十三の項までを一項ずつ繰り下げ、十八の項を二十の項とし、同項の前に次のように加える。
- 十九 福島県商工信用組合
- 別表第三中十七の項を十八の項とし、七の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。
- 七 株式会社荘内銀行

附 則

この規則中第一条の規定は平成三十年一月四日から、第二条の規定は同月十日から、

第三条の規定は同月十五日から、第四条の規定は同年二月十九日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、磐梯西部土地改良区が磐梯西部地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十九年十二月十三日認可した。

平成二十九年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第二項の規定により、倉楡地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十九年十二月二十七日から
平成三十年一月十五日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
下郷町役場

(農地管理課)

福島県告示第八百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星 亮 星 英 男

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十九年福島県告示第六百八十一号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小社神明神社 鈴木良雄 下小川区
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十九年農林水産省告示第千五百三十七号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
鮫川村土地改良区
退任した役員

役別	氏名	住所
理事	大藥 勝弘	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字大塩九五番地
同	鈴木 輝司	郡同 村大字西山字馬場五七番地
同	関根 徳次	郡同 村大字西山字戸倉二一一番地
同	圓井 彦徳	郡同 村大字西山字鬼越二七番地
同	鈴木 守弘	郡同 村大字西山字馬場六四番地
同	圓谷 實	郡同 村大字西山字鬼越二五番地
同	関根 信一	郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地
就任した役員		
役別	氏名	住所
理事	大藥 勝弘	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字大塩九五番地
同	鈴木 輝司	郡同 村大字西山字馬場五七番地
同	関根 徳次	郡同 村大字西山字戸倉二一一番地
同	圓井 彦徳	郡同 村大字西山字鬼越二七番地
同	鈴木 守弘	郡同 村大字西山字馬場六四番地
同	圓谷 實	郡同 村大字西山字鬼越二五番地
同	関根 信一	郡同 村大字西山字戸倉二〇九番地

（農村計画課）

公告第二百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、本宮市から二本松本宮都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

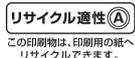
平成二十九年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し

二

縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)



再生紙を使用しています。 【定価 1 箇月 3,500円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一 印刷